

# 個人情報

## 個人情報とは

「個人情報」とは、個人を特定し識別できる手がかりとなる情報をいう。住所、氏名、年齢、性別、電話番号といった基本情報に加え、家族構成、学歴、職歴、勤務先、結婚歴、クレジット番号、年収なども含まれる。

中でも、社会的差別の原因となるような人種・民族、出身地・本籍地、思想・信教、精神及び身体障害、犯罪歴、政治運動・労働運動への参加状況や、個人の財産や債務の状況を示す個人信用情報などは、特に取り扱いに注意すべき情報として「センシティブ情報」と呼ばれる。

## 個人情報保護法

コンピュータの普及に伴い、個人情報がデジタルデータとして管理されるようになると、インターネットなどを介して個人情報が流出する危険性が必然的に高まっていく。プライバシーが侵害される恐れもあるため、個人情報の取り扱いに関心が高まり、法整備が進められてきた。そして、平成 15 年には個人情報保護法が成立し、平成 17 年には前面施行された。

### ◆個人情報保護法（抜粋）

#### （目的）

**第一条** この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

#### （定義）

**第二条** この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

## 情報漏洩の防止

個人情報保護法の施行後も、コンピュータウイルスに感染しやすいファイル共有ソフト（Winny や Share 等）を經由して情報漏洩するケースなどが増えており、個人情報の流出事故が跡を絶たない。大人はもちろん、子どもも個人情報の流失には十分に気をつけなければならない。

近年は、10 代の若者の間でプロフやブログが急速に広まり、保護者の知らない間に始めている子どももいる。また、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）やオンラインゲーム（→p. 18）の利用層も、低年齢化している。子どもがサイトに掲載した個人情報が原因でフィッシング（→p. 78）やネットいじめ（→p. 70）、ネット上の性犯罪者の標的になることがあるので、保護者はこれらのサイトに理解を深めるとともに、以下の点を子どもに注意させることが大切である。

- ・ネット上にフルネーム（特に名字）、連絡先、自宅の住所、電話番号、学校名、メールアドレス、年齢や生年月日、友人や親戚の名字など、個人情報は一切公表しない。
- ・自分や他人の写真（特に挑発的な写真）を掲載しない。なんでもないプリクラでも、アダルトサイトや出会い系サイトに転用されるケースがある。公開する画像に個人情報がわかるような点（背景や街路標識、自動車のナンバープレートなど）がないかを確認する。
- ・アンケート調査や懸賞募集のホームページやメールには、集めた個人情報を転売する悪質な業者もいるので慎重に対応する。
- ・インターネットカフェなどの共用のパソコンに残っているデータから、個人情報が漏れてしまう場合がある。ウェブメールを使用した後は、必ずログアウトする。また、ブラウザの履歴、キャッシュ、クッキーの削除、オートコンプリート機能の解除等の実行を忘れないようにする。